

第9回「スーパーシティ」構想の実現に向けた有識者懇談会 (議事要旨)

(開催要領)

- 1 日時 令和2年7月20日(月) 16:55～18:08
- 2 場所 永田町合同庁舎1階108会議室等(オンライン会議)
- 3 出席者

<有識者委員>

- 座長 竹中 平蔵 東洋大学教授
慶應義塾大学名誉教授
- 座長代理 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長
秋山 咲恵 株式会社サキコーポレーションフアウンダー
阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会社員・理事
坂村 健 東洋大学情報連携学部INIAD学部長
東京大学名誉教授
- 中川 雅之 日本大学経済学部教授

<地方創生推進事務局>

- 海堀 安喜 内閣府地方創生推進事務局長
森山 茂樹 内閣府地方創生推進事務局次長
佐藤 朋哉 内閣府地方創生推進事務局審議官
村上 敬亮 内閣府地方創生推進事務局審議官
(7月20日付で経済産業省中小企業庁経営支援部長に異動)
- 喜多 功彦 内閣府地方創生推進事務局参事官
黒田 紀幸 内閣府地方創生推進事務局参事官

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 今後の進め方について
 - (2) フリーディスカッション
- 3 閉会

(説明資料)

- 資料1 基本構想提出までの想定スケジュールについて(案)
- 資料2 「スーパーシティ」構想シンポジウム(案)
- 資料3 海外における先端的技術・サービス例

(参考資料)

参考1 出席者名簿

○喜多参事官 ただ今より、第9回「『スーパーシティ』構想の実現に向けた有識者懇談会」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、御出席いただき誠にありがとうございます。

本日、司会進行を務めます内閣府地方創生推進事務局参事官の喜多です。どうぞよろしく申し上げます。

本日の出席者ですが、竹中座長、原座長代理、秋山委員、阿曾沼委員に会場にお越しいただき、坂村委員、中川委員はオンラインでの参加となります。八田委員はあいにく御都合がつかず欠席です。

事務局の参加者は、出席者名簿を御確認ください。なお、本日より村上審議官の後任として佐藤審議官が着任しております。

佐藤審議官、自己紹介をお願いいたします。

○佐藤審議官 この度、村上審議官の後任で着任いたしました佐藤でございます。勉強してお役に立てるように頑張りたいと思いますので、どうぞ御指導のほどよろしくお願いいたします。

○喜多参事官 では、最初にいくつか注意事項をお伝えさせていただきます。

まず、会議の進行ですが、よろしければ、冒頭に竹中座長から一言御発言を頂いた後、事務局から説明を行いたいと存じます。

続いて、フリーディスカッションに移りますが、一巡目の御発言につきましては、原座長代理、秋山委員、阿曾沼委員、坂村委員、中川委員の順番でお願いいたします。二巡目以降の御発言は挙手をいただき、私から指名させていただきます。その際、最初にお名前をおっしゃってください。また、資料に言及される場合は、資料を特定した上で御発言願います。

あと、今回、これまでとは異なる仕様のオンラインシステムを使用しています。会場にいらっしゃる方々は、マイクをオンにして御発言ください。接続不良などの場合は、事務局まで御連絡ください。

では、早速、議事に入りたいと存じます。竹中座長、御発言をよろしく申し上げます。

○竹中座長 ありがとうございます。

今日はまた重要な会議だと思っておりますので、色々活発に議論していただきたいと思っております。今日は我々に対する論点整理もあると思っておりますので、そういう点も含めて、かなり目に見えた進捗があるような結果を出していただくように、是非お願い申し上げます。

私からは以上ですけれども、事務局から説明していただいて、多分主に論点整理につい

て議論することが多いと思います。ただ、論点について全部やって行ったら大変だと思いますので、座長代理の原さんに重点的にピックアップしてもらって、それで議論を進めるほうが効率的だと思うのですけれども、そのようにお願いしていいですか。

○原座長代理 はい。

○竹中座長 そういう形でお願いをいたします。

○喜多参事官 ありがとうございます。

では、事務局より説明いたします。お願いいたします。

○村上審議官 今、竹中座長からも御紹介いただいたとおり、節目で言いますと、来週27日月曜日に自治体にお越しいただいて、直接の御説明の機会を考えてございまして、今日の議論をベースに、そこで自治体の皆さんに今後のスケジュールであるとか、こういう論点がありますという頭の整理をさせていただいて、当日に向け資料を検討するという位置付けでもあるかなと思ってございます。今日の議論の結果を踏まえ、主な論点などを整理し、当日お示ししてもいいかもしれない。今日の議論次第でと思ってございますけれども、どこかのタイミングで、諮問会議で基本方針の改定について諮り、具体的に選定に向けた手続がキックオフできればと考えています、というような本日の会議の位置付けでございます。

資料を説明した上で、主な論点については、今、御指示がありましたとおり、原座長代理を中心に議論できればということで、私からは一通り資料について御説明をさせていただきます。

特に資料3につきましては、時間の都合上、個別の御説明は割愛させていただきますが、八田先生ほか何人かの方々から、先端的技術サービス例で、現時点でまとめられるものが欲しいということと、それを想定したときに、日本の国内でやるならば、規制改革事例としてどんな案があるかというサンプルが見たいということでございますので、資料3は我々の検討用の参考として今事務局が整理したものという位置付けでございます。資料2は、シンポジウムで今予定している段取りの御紹介と御相談でございます。

資料1でございますけれども、特に重要な確認といたしましては2枚目横長の資料になります。「区域指定と事業者公募の時期について」ということでございます。前回までの御議論の中で、区域指定をする際に、事業者がコアになる人たちであっても全く選ばれてない状態ではエリアの評価ができないのではないかと御指摘を踏まえ、一部の先生方とも御相談をした上で、区域指定の前に、自治体による事業者公募を行うという手続の案を策定してみました。

ただ、法律上は国、自治体、民間三者がイコールフットィングで進めていくというのが特区の施行面での大きな特徴と理解をしておりますけれども、法律上の規定に基づきますと、区域会議が立ち上がったところで、その区域会議の構成員を公募するというのが、法で規定されている手続ということになりますので、エリア指定の前に事業者を選ぶプロセスでは、区域会議がまだ立ち上がっていない状況になりますので、国のほうによる通例

の区域会議の構成員公募ではない形で選ぶ必要があるということでございます。

そこで、色々制度的に詰めて考えてみますと、自治体御自身に公募をしていただく、その公募の方法については、閣議決定する基本方針において必要に応じ指針を出すというのがベースになろうかと思っております。その上で、そこで自治体自身が選んだ事業者も含めてエリア申請を出していただいて、それに対してどういう民間事業者がいるのかも、どういう内容なのかも、またそれぞれのコミットの強さも見た上で区域指定をする。

区域指定をいたしますと、区域会議が立ち上がることとなりますので、そこで改めて自治体自身が従前、既にこことやりたいと選んだ事業者も含めて、改めて法律上の構成員公募をしっかりとかける。ある意味二重の公募というような形にはなりますけれども、むしろ念には念を入れ、そこはフェアに公平性を担保してという説明になろうかと思っておりますので、細かい実務は自治体自身が選んだ事業者に対して、構成員公募の2回目の公募の段階で、さらにいいと思う事業者が出てきたときにどうしましょうかとか、どのように考えましょうかとか、実務的にはまだまだ検討すべき点はあるかと思っておりますが、基本的にはこういった段取りをすることによって、エリア指定の段階で少なくとも主だった事業者の候補の姿が見えるということになろうかと思っております。

1枚目のスケジュールも仮の案でございますので、御意見を頂ければと思っておりますが、従前、エリア指定は秋頃ではないかと言っておりましたものを、時期的にはここを自治体による事業者公募に充てて2か月ぐらいかかるかなと置いたところ、今度は年をまたいで申請を出していただいて、これで2月頃公募を締め切り、評価いたしますと、年度末頃にスーパーシティのエリアが指定できると思っております。エリア指定が行われた後、各区域の構成員公募をし、最終的に区域会議構成員のメンバーが確定した上で、1年間ぐらいを目途に基本構想を固めて、その間に住民の意向の確認、住民投票等の手続もしていただいた上で手続を次に進めていただく。

今のような案で言うと、一つの案としてはこういったような線表のイメージになるのかなと思っております。やはり検討する自治体の皆さんも、これぐらいの粒度まではスケジュールの案があったほうが先々見通しやすいと思っておりますので、今日の議論の結果を踏まえつつではありますけれども、これぐらいの相場観でいいのかどうかも含めて来週27日月曜日にお話ができるといいのかなということで資料を作ってみました。

以上が、資料1についての説明でございます。

次に、来週27日月曜日のシンポジウムについてでございます。現時点で大体60名程度自治体の方が、1自治体1人か2人と限定している状態で集まっております。今、検討中の主だった自治体の担当者は来ていただけることになると思っておりますので、その場で先生方の肉声もお届けをすることができるのかなと思っております。

資料2が、午前中、先生方に直接御参画をいただきたいと思っているプログラムの案でございます。月曜日に上京してこられる自治体の方のことも考えて10時半スタートにいたしまして、北村大臣はビデオレターで挨拶をさせていただきます。その後、竹中先生から

15分、技術的な面からということで坂村先生から15分、その後、三つぐらいのテーマで、お越しいただいた先生方にパネルディスカッションの形でそれぞれお話を頂いて、最後に、自治体の皆さんから直接御質問を賜る時間を作るという流れでどうかと考えてございます。

テーマの1、2、3は事務局のほうで考えた仮の案でございますけれども、「大胆な規制改革というのは何か」、「リーダーシップというのはどのように考えればいいのか」、「その他」という三つぐらいでそれぞれ一巡するようなテーマの案を考えてみました。

午後は事務局からの事務的な連絡と、せっかく自治体の方が集まりますので、似たようなテーマをメインに考えている自治体でのワークショップをやってお帰りをいただくというようなことはどうかと考えてございます。これにつきましても、後ほど御意見を頂ければと思います。

資料3につきましては、資料の建付けだけ御紹介させていただきます。例えば、MaaSの例でございますと、その他も含めて大体主だったMaaSの有名なプロジェクトは名前はここにカバーしてございますけれども、特にフィンランドのWhimであるとか、ロサンゼルスGoLAであるとかについて、簡単でございますが、現状のユーザーであるとか、サービス提供者であるとか、概要のさわりを書かせていただきました。もし、御指示いただければ、こういったものをさらに調べた上で、これに関する資料をいつでも御用意できるようにしてございます。

とりあえず検討の材料ということで、一番最後のページに、特に直接引用させていただきましたそれぞれの事業の原典のアドレスだけ抜いて記載をさせていただいてございます。

そして、主な論点の整理ですが、主な項目としては、一つ目が、サービス分野の数。二つ目が、アーキテクトを確定させるタイミング。三つ目に、区域会議の住民代表を加える、これは住民代表は選べるのかどうかも含めてだと思っておりますけれども、住民代表について。それから、やはり住民投票の結果、反対した方に対してどのように考えるかというところ、これは色々なきちんと整理した上で議論する必要があるもので、いずれにせよ難しい論点であるということでございます。

事務局のほうからの冒頭の説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○原座長代理 では、早速、主な論点について議論したいと思っております。委員の賛成が多いからそれで決めてしまおうとかということではないと思うので、委員の方々に御異論のあるところはきちんと議論しながら進めていければと思います。

論点を大きな固まりに分けようとする、私が思うには、1番目に住民合意に関する事項が一つの固まりとしてあって、2番目に選定基準、評価基準の問題があるかと思っております。3番目に公募、事業者をどう選ぶのかという問題があり、4番目に手続、スケジュールに関する事項といったようなところかなと思っております。

早速、住民合意に関する事項から行きますと、区域指定の応募に当たって、事前に住民合意や住民投票が必要か、区域指定の応募に当たって、事前に住民説明会、パブリックコ

メント等の住民の意見聴取手続が必要か、基本構想の認定の申請に当たっては、住民の意向確認として、基本構想全体について住民投票を実施する必要があるとの理解でよいか、特例措置を求める規制の内容によっては、基本構想全体に係る住民投票とは別に、それぞれの規制事項に対応した同意等の取得手続を行う必要があるとの理解でよいかといった論点があるかと思えます。これはやや難しく、住民合意とはそもそも何なのかという問題と、住民合意を取るタイミングをどうするのかという問題があるのだと思えます。

これまでの議論の中でも、基本的には住民合意というのは、何かに関しては住民投票が基本なのでしょう。住民投票以外に例外的にそれに準ずるような項目も認められていいのではないのかというのが、おおむねこの懇談会の中でのコンセンサスだったかと思えます。

今日は、住民合意のタイミングをどうするのかという問題があって、今まで私の理解では、おおむねそういう理解だったのかなと思うのが、住民合意のタイミングと言ったときに、区域指定の応募をするタイミングとの前後関係がどうなるのかという問題、それから、その後で区域指定を受けて、今度は基本構想を認定するタイミングとの関係はどうなのかというその前後関係があるということです。

私の理解では、区域指定の応募をする段階で住民との対話が全くなされていませんというのはあり得なくて、何らかの合意形成に向けた取組がなされていることを前提に応募がなされて、指定をするということなのかと思えます。その上で、今度は基本構想の認定の申請を行って、最終的に認定を受けるわけですが、その前のタイミングで基本的には住民投票ということなのかと認識をしております。おそらく委員の皆さんでこれに反対だったり分からなかったりというのは、その辺りの前提のずれもあるのかなと思うのです。

竹中座長、区域指定の応募に当たって、事前に住民合意、住民投票が必要かについてはいかがでしょうか。

○竹中座長 基本的に私も原さんがおっしゃったような認識を持っていて、やはり応募の前に何らかの対話はしているのだろうなと。しかし、その前に例えば、住民投票をやっていなければいけませんとかというのはやはりちょっと無理があって、対話を始めています、対話をしているというエビデンスがあると、応募して、その後で、原さんが言われたように、次の段階までには住民投票、ないしはそれに準ずるものを得ていると、そこはもうそういう基準しかないのかなと私は思います。

○原座長代理 ありがとうございます。

基本構想の認定の申請に当たっては、住民の意向確認として、基本構想全体について住民投票を実施する必要があるとの理解でよいかという点について、竹中座長は、これは認定の申請前には基本的には住民投票は必要だとお考えでしょうか。

○竹中座長 はい。

○原座長代理 住民投票以外もあり得るという理解でよろしいでしょうか。

○竹中座長 そうです。そのとおりです。阿曾沼先生はいかがですか。

○阿曾沼委員 考え方、理解は同じです。

○原座長代理 中川先生、いかがですか。

○中川委員 私も、最初の区域指定の応募に当たって、事前に住民合意、住民投票が必要かという点については賛成でも反対でもなくて、基本構想の認定の申請に当たっては、住民の意向確認として、基本構想全体について住民投票を実施する必要があるとの理解でよいかという点については賛成です。原座長代理が整理していただいたようなつもりで考えていますので、認識は一緒だと思います。

○原座長代理 ありがとうございます。

よろしゅうございますか。もし、何か御異存のある点があれば。

○秋山委員 基本的にはそういう整理でよろしいかと思えますけれども、私は、区域指定の応募に当たって、事前に住民合意、住民投票が必要かという点については反対なのですが、基本的な考えが住民投票であると、要するに住民に広く少なくとも理解がされていて、支持がされているということが、やはり実質的に非常に重要であるという前提に立つと、多分起きると思われることは、ふわっと総論を提案したときに、まあいいのではないのと、でも、そういうものが段々形がはっきりしてきたときに、私は住民の支持がずっと維持できるかというようなこと。これは多分色々なことで起きているたくさんの事例があると私は認識しておりますので、あまりふわっとした段階で住民合意が取れているという形にしないほうがよくて、ある程度構想なり絵が認識されて、それを支持されているということが何らか担保されるということを意識したほうがいいという趣旨です。

○原座長代理 ありがとうございます。全くおっしゃるとおりだと思います。

今の住民合意の前後関係については、おおむねそんなところでよろしゅうございますか。

○竹中座長 いいのではないですか。

○原座長代理 それに併せて関連する点として、区域指定の応募の時点でアーキテクトが確定している必要があるかという点については、事務局から委員で見解が分かれるかもしれない事項として言われているようですが、アーキテクトとはそもそも何なのですかということもあるのだと思います。

これも先に私の理解から申し上げてしまうと、アーキテクトは基本的には自治体の首長や事業者、それから、住民たちとの間をつないで、全体の設計の案を示せる人、これはもちろん調整するだけではなくて全体の設計案を示せる人というのがアーキテクトで、その人がいない段階で全体の構想の案を示すというのは中々難しいのではないのかと思います。このスーパーシティの構想を描いていく上でのキーになる人なので、それはどうなるのかは分かりませんが、というのはあまりないのではないのかなということで、私は、区域指定の応募の時点でアーキテクトが確定している必要があると思っています。

○秋山委員 私は、区域指定の応募の時点でアーキテクトが確定している必要があるかどうかという点については、今、原さんがおっしゃったアーキテクトの定義がちゃんと共通の認識ができていくということが大事だろうと思っています。

○原座長代理 分かりました。

○竹中座長 これはリクエスト・フォー・コンセプトとリクエスト・フォー・プロジェクトの関係で考えればいいと思うのです。区域指定の応募の段階で、やはりコンセプトはなければいけないので、コンセプトを考えるアーキテクトは絶対必要だと思うのです。ただし、発展段階が高まるにつれて、この一種の責任者が途中で変わるということは十分あり得るわけで、少なくともここでいないというのはあり得ないと思います。

○阿曾沼委員 私も竹中先生と同じ意見です。アーキテクトは、もしかすると、その場面場面、フェーズフェーズで当然求められる能力は変わってくる可能性もありますので、変更もあるとの認識です。当然きちんと構想や実現のための役割は引き継いでいくということが重要だと思います。そして、構想段階でアーキテクトがいないというのは、やはりスーパーシティ構想の実現に向けてあり得ないのではないかなと思います。

○原座長代理 それでおおむねずれていないのかと認識しました。

一旦、次に、選定基準、評価基準に移りたいと思います。スーパーシティの応募には五つ程度のサービス分野が必要なのか、それから、区域指定の評価に当たって各分野の専門家の評価も取り入れるのか。こうした論点があるかと思えます。

それで、五つ程度のサービスがいるかという点について、意見は分かれると思いますが、委員の方々に御意見を伺いたいと思います。

私自身から先に申し上げますと、この五つについては元々懇談会の報告書を出すときにもこの五つということを示しました。これはもう一つの単品メニューでやれなどということではあり得ないでしょうということで、この五つというのを一つの目安として示しましたが、一方で、今、提案を考えている方々からお話を聞くと、この五つという形式基準ばかりに捉われてしまって、それを満たさないといけないので何か無理やりもう一つ考えますとか、そのようなことならこれは全く意味がない。これはあくまでも目安に過ぎないという観点で私はこれを考えているのですが、秋山さんからお願いします。

○秋山委員 私も全く同じで、どうもこの受け止めとして五つの形式要件を埋めるためにある意味ばらばらのものでもいいから頭数を揃えるという受け止めが実際にあるのを危惧しています。ですので、いいと思うのです。要するに、単品はダメだよと、目安として五つぐらいだよ、でも、やはりこの説明だけだとどうしてもそのように受け止められる余地が大きいので、もう少し言葉を補ったほうがいいのではないかなと思います。

○竹中座長 どう表現しますかね。

○秋山委員 竹中先生などもおっしゃっていますけれども、「これまでにないような大胆な」とか、あるいは色々なメニューをデータ連携によって初めて実現できるようなという意味で、「複数の色々なアプリケーションが立ち上がるような」というようなことをうまく表現した方がいいなと思うのです。

○竹中座長 四つ五つとかいうのは目安なのですよね。それをどう表現するかですね。

○原座長代理 目安として五つぐらいというのはイメージとしてはそう悪くはないと思っ

ているのですけれども、だから、「複数分野の連携したサービス、データ連携、大胆な改革」というメッセージがあればいいのかなとは思いますが。

○村上審議官 報告書で言いますと、「生活全般にわたって」というキーワードももう一つあると言えはるのであるのですけれども、これもただ解釈に多様性があるので悩ましいのですが、あまりそちらは言わずに、「五つを一つの目安として様々なサービス」、それから、「大胆な規制改革」というそんなメッセージの出し方でしょうか。

○阿曾沼委員 私は賛成なのですけれども、これはサービスメニューだということなので、五つを目安というのはあってもいいのかなと思います。しかし、現実的には分野が五つと言うと明らかにハードルが高くなるのではないかと危惧はしますが、今のお話であれば、私も皆さんに合意をいたします。

○竹中座長 メニューというのは、難しいと言えは難しいですね。

○阿曾沼委員 そうですね。

○原座長代理 中川さん、いかがでしょうか。

○中川委員 五つとこれまで言ってきたので、別の数字とか複数でいいとか、そういうのはちょっと格好悪いと言いますか、そういうのはちょっとあり得なくて、どういう生活がイメージできるというときには、五つぐらいの何か変革が必要だよというのがイメージだと思うので、原さんがおっしゃるように目安だというのは、強度を変えるようなメッセージを出したほうが良いと思います。

○原座長代理 全くおっしゃるとおりだと思います。ありがとうございます。

今の点にも関わりますが、結局選定基準で形式的に五つをクリアすればいいとか、データ連携に関してはこういう形式的な基準をクリアしていればいいという形式論にだけ陥ってしまうのは避けたいと思っております、実質的にいかにその選定基準を明確にしていけるのか。

それから、専門家の評価というのはそのときにどう出てくるのかということなのかと思います。専門家の評価の採入れ方については、これは前回も議論があったところですが、ここは竹中座長、いかがでしょうか。

○竹中座長 意思決定のメカニズムはものすごくシンプルな構造にしておく必要があると思いますので、何かその評価委員会というのを別に作るとかというようなことは、やはり避けるべきだと思うのです。ただし、専門家の意見は聞きましょうということで、専門家のヒアリングをするとか、そういうことはやるべきだと思いますけれども、申し上げたようにリダンダントな組織を作るとか何かするというのはやめるということだと思います。

○原座長代理 ありがとうございます。

今の点で他にございますか。よろしゅうございましたら、次に行きたいと思っております。

評価については、併せて評価結果を事後的に对外公表するという理解でよいかという論点があるかと思いますが、これについては私は賛成でも反対でもないのですけれども、評価についてはこれまでの特区の区域指定のときには全くそういったことはしていないと思

いますが、これはどんなイメージで公表することを考えられていますか。

○村上審議官 区域指定の評価に当たって、スーパーシティ懇談会、ワーキンググループ、諮問会議メンバー以外の各分野の専門家の評価も取り入れるのか、そして、各評価者の評価結果は、事後的に対外的に公表するののかという論点については、固定メンバーだけで評価しているのではないということをきちんと示せるような手続を取って欲しいということであり、具体的には、スーパーシティ懇談会、ワーキンググループ、諮問会議メンバー以外の外部の専門家の意見も聞いて、その結果も含めて評価していると説明できるような手続にしてほしいということでございます。別にそれが委員会という組織でなくてはいけなとか、全部がデジタル化してそれが公表しなければいけないとかということではないので、そこを何かうまく両立するような方法がないかなという御相談でございます。

○阿曾沼委員 公表のあり方とかタイミングとか、やはり相当議論をした上で決めていくべきことだなと思っています。

○竹中座長 私は、これはもう既に全てのこういう議論というのは、議事が公開されるわけですから、そこで基本的に誰がどう評価しているというのは全部明らかになる。議事を公開すればよろしいでしょう。私はそういう理解です。

○原座長代理 分かりました。諮問会議での議論の公開ということですね。

○竹中座長 そうですね。それと、色々ワーキンググループとかの議論は公開しているわけですから、ヒアリングの結果も公開しているわけですから。多分通常は、最終的には全員一致で選ぶことが多いと思うので、全員が賛成したということが明確になるわけですから、それで十分なのではないかなと。それで十分、大臣も御説明できるのではないかなと思います。

○原座長代理 分かりました。それであれば、私も全く認識がずれていません。評価の仕方によっては、評価するほうはいいのかもしれないですけども、場合によっては応募した自治体の迷惑にもなりかねないということがあるかと思えますというのが私は気になっていましたが、今の竹中座長のおっしゃられたような整理であれば、全くそのとおりだと思います。

今の選定基準、評価基準方法に関しては、そんなことでよろしゅうございますか。

秋山先生、何かございますか。

○秋山委員 今の整理で結構です。

○原座長代理 中川先生、よろしゅうございますか。

○中川委員 結構です。

○原座長代理 そうしたら、一旦、次に事業者の公募に行きたいと思います。ここでは、区域指定の応募に先立ち、自治体は公募により事業者を選定する必要があるか、自治体の事業者公募の方法は、基本方針において、ガイドラインを示す必要があるか、区域会議の構成員としての事業者公募は、区域指定後に、内閣府が、特区法の規定に基づき公募を実施する必要があるか、区域会議の構成員となるには、自治体の公募により選定された事業

者であっても、改めて特区法の規定に基づく内閣府の公募手続が必要か、自治体の選定外の優れた事業者が、区域指定後に、区域会議への参画を希望した場合は、区域会議の判断により随時追加できるか、といった論点があるかと思います。

これは最初に事務局からもお話があったように、自治体での公募と国での公募の2段階のフローで今、基本的に考えていますということです。

それで、先ほどの資料で言うと、資料1ですけれども、国家戦略特区法上の構成員の公募という形での事業者の公募、これはもう法律上でやらないといけないことになっているのでやりますということです。

一方で、区域指定をするときに、自治体だけではなくて、自治体と事業者とが一緒になった提案を受けて、双方の評価をした上で区域指定をしていくべきということだと思いますので、その時に、事業者がその前に決め打ちになってしまっているということかどうかという問題だと思っています。

その観点で、問題は、事業者を自治体でまず公募するというのを基本方針で決めて、この自治体の公募をやるべきであるというところまでやるのかどうかという問題があるかかと思っています。

私は、これについては必ずしも自治体で公募をやるべきであるということではなく、ここはもう自治体の説明責任の範囲内で公募をやるケース、それから、実質的に長年にわたってこの事業者とやっていたというようなケースもあるということなのかと考えているのですが、これは阿曾沼先生、いかがでしょうか。

○阿曾沼委員 私も同様に考えています。

○原座長代理 では、秋山委員、いかがでしょうか。

○秋山委員 今の質問に直接のお答えではないのですが、この全体のフローの中で、区域指定の段階で、区域指定に当たって事業者の能力等も併せて評価をするとすると、例えば、一般的に誰が聞いても知っているような会社ならいざ知らず、すごくローカルな会社だったり、あるいはベンチャー企業だったり、こういう事業者名が上がってきたときに、本当に必要にして十分な情報も含めて政府が評価できるのかというところは少し懸念を感じます。そういう意味でも、公募かどうかは別としても、自治体の説明を政府が合理的に感じられるかというような判断基準ぐらいしか持てないのかなと思います。ちょっとその整理も併せて考えたいなと思います。

○竹中座長 これは資料1のスケジュールの自治体による事業者公募と、そして、翌年4月の区域の構成員公募というのを先ほど申し上げたリクエスト・フォー・コンセプト(RFC)とリクエスト・フォー・プロジェクト(RFP)に当てはめるならば、上のほうはリクエスト・フォー・コンセプト+RFPの前段階という感じなのです。最終的には、RFPの最終段階ということで、これは先ほど原さんが言われたように、これは前段階なのである程度全く絵空事ではなくて、それを実行する企業がないわけではないのですが、説明責任のような形でこれが公募されるべきだと思うのです。

もう一つ公募の意味があるのは、実は本来リクエスト・フォー・コンセプトというのは、自治体だけではなくて、普通は企業だってできるのです。それを今回はスーパーシティで非常に特殊で、何が特殊かと言うと、住民合意を得なければいけないので、先ほど事務局が言われたように、自治体によるというのがどうしても入ってこざるを得ないわけです。その分、事業者にもRFCのチャンスを与えるという意味で、ここでやはり1回、事業者に対して公募しておいて、それが同時に自治体のプランの説明責任にもなると。そういうような位置付けなのだと思うのです。結局今、原さんが論点として挙げられた中で注意しなければいけないのは、区域指定の応募に先立ち、自治体は公募により事業者を選定する必要があるかと、自治体の事業者公募の方法は、基本方針において、ガイドラインを示す必要があるかという二つですよね。区域指定の応募に先立ち、自治体は公募により事業者を選定する必要があるかに関しては、先ほど原さんが整理されたようなことでよろしいのではないかと思うのです。だから、そのときのガイドラインを示すというのが、どの程度ものなのかというのがあまりイメージできなかつたのですが、その点、私のイメージは今申し上げただけけれども、ちょっと皆さんの意見もお伺いしたいと思います。

○村上審議官 1点、事務局から、実は国会でも、いくら自治体に説明責任があると言っても、結局国の構成員公募など後付けで、自治体が出してきた事業者を形式的にオーソライズするだけだろう、という質問がございました。

そういう意味では、自治体自身も競争性を持って選んでいるのですと手続的に説明できたほうがいいとは思いますが、物事の本質から言えば、秋山先生がおっしゃるとおり、そこも含めてそれも自治体が説明責任を持っているのだから、自治体が説明責任を持って果たしてくれるのであれば、別に公募という形式にこだわる必要はないだろうということだと思います。

それが今、竹中先生が言われたように、逆に言うと、ガイドラインにおいて自治体の説明責任をいかにどのように定義するかと、それを政府は評価をしますのとこのところにきちんとした組合せがあれば、ガイドライン上の自治体の説明責任の書きようということと、どこまで自治体による公募も必要かというのに答えるかというのはトレードオフになっているのかなという感じがありますので、これくらいの組合せで御示唆を頂ければ、方向が決まってくるのかなと思います。

○竹中座長 原さん、ガイドラインはどうしますか。ガイドラインは考えようによってはこれがコンセプトだという見方もできるわけですね。

○原座長代理 これは相当形式的な公募の手法についてのガイドラインを多分ここでは考えているのだと思います。

竹中座長がおっしゃられたこのガイドラインについて、事務局からもう一度このガイドラインの具体的なイメージをどんなことを考えられているのかおっしゃっていただいていいですか。

○村上審議官 幅を持ってということですがけれども、一番シンプルなのは、競争性のある

プロセスにより選定をしてくださいという可能性もあると思います。競争性のある選定プロセスというのは、これは競争入札だったり企画競争だったり、直ちに思いつくプロセスというのがありますので、それで済むのではないかと思います。

別のやり方としては、なぜその事業者を選定したのか、どういう経緯で選定をしたのか、しっかりとした説明を首長自身が説明責任を果たせるような形で、エリアの申請の際にきちんと説明をしてください、というような案もありうるのではないかと思います。

○竹中座長 もう一度聞きますけれども、対外的に説明しやすい、どういう書き方をすれば説明をしやすいのかということ、もう一回言ってください。

○村上審議官 逆に言うと、それぞれの自治体はどこが出てこようとお決まりのパートナーがもういるのだろうと、それを後から上乘せしていいというだけでは十分な参入機会が保障されているとは言えないということ、これを称して出来レースという言い方をされますので、結果として同じ人が選ばれたとしても、出来レースでない、他者への参入可能性のあるプロセスがきちんと引かれた上で、当初想定していた方々が選ばれているのですということ、を手続的に説明できると、一番シンプルではないかと考えてございます。

○竹中座長 基本方針というのは、これは自治体の基本方針ではないのですね。

○村上審議官 ここで言っている基本方針というのは、閣議決定する特区の基本方針の中でどう説明するかということです。

○竹中座長 そうすると、これは、だからこそ公募する意味があるわけで、オープンな公募でやってくださいということを書けばいいのではないのですか。

○村上審議官 根っこはそういうイメージでございまして、必ず競争的なプロセスにおいて選定をする、極端な話、それが基本方針に入っていればいいというのは、一つのやり方だと思っております。

○坂村委員 ちょっと意見があるのですけれども、よろしいですか。

私が思うには、このグリーンフィールド型とブラウンフィールド型は分けて話さないダメだと思います。特に今の、ガイドラインを自治体が示すとかの話にしても、グリーンフィールド型でやるといったところにガイドラインなんて示せないですよ。例えば、トヨタが自分の土地の中だけで色々なことをやると言っているのに対して、どうして自治体が、人の家の土地の中のことまでもを言えるのかということですね。

だから、グリーンフィールド型とブラウンフィールド型を分けないと、特にグリーンフィールド型には、私はすごく期待していて、例えば、そこに自分のところの従業員を1万人住ませて色々なことを試していただける、それに対して後からいいよと言えればいいだけの話ですから。先に何か勝手なガイドラインを作ってしまうと、この中でやってくれというそんなものを持ってこられたら、先端の企業にしてみたら迷惑なだけであって、やはりそれは違うのではないですか。だから、グリーンフィールド型とブラウンフィールド型を分けてくれないと、議論できないと私は思います。

○村上審議官 事務局の用語の選択が不適切でございました。ガイドラインはそういう意

味ではございません。これはもう単純に選定プロセスとか、ある種政府で示す最低限のレギュレーション、この手続の基準、それだけです。中身についてガイドする気は一切ございません。

○坂村委員 分かりました。

○原座長代理 自治体の事業者公募の方法は、基本方針において、ガイドラインを示す必要があるかという論点について、透明性の高い形で自治体が事業者を選ぶということですね。

○村上審議官 それだけです。

○坂村委員 ちょっと勘違いしていました。

○村上審議官 失礼いたしました。ガイドラインという言葉の選択が悪いと思います。

○原座長代理 せっかく坂村先生がグリーンフィールド型とブラウンフィールド型のことをおっしゃっていただいたので、今、議論を飛ばしていたのですが、グリーンフィールド型、ブラウンフィールド型の両方をスーパーシティの対象とするかとか、関連して、区域指定の応募の時点で、住民不在の地域でも対象となるか、恒久的に住民不在の地域でも対象となるかといった論点もあると思います。

ここは元々懇談会の報告をまとめた時点では、グリーンフィールド型、ブラウンフィールド型両方あるでしょうということでした。

それから、住民不在の地域でこれからグリーンフィールド型でつくっていくということも当然あり得るでしょう。そのときには、住民になり得る方々、また、その自治体や事業との間で合意形成をしながらつくっていくという理解だったと思います。

それで、恒久的に住民不在の地域が対象になるかどうかについては、阿曾沼先生、いかがでしょうか。

○阿曾沼委員 区域指定の応募の時点で、住民不在の地域でも対象となるかという点については当然賛成です。ただ、現在不在で、恒久的に住民不在ということが具体的にあるのかなと思ったのです。

○村上審議官 一言で申し上げますと、本当に事業者しかいないグリーンフィールド型を考えていますと、住民の居住地域はここには想定していませんが、規制改革はそこでやりたいのですというケースがあると思うので、将来住民が住むのですけれども、ここに今はいません、それはそのときにおやりになられたらいいのではないのでしょうかということになると思うのですけれども、今みたいな事業者用地しか考えていない地域がスーパーシティエリア地域として想定しているのですと提案されたときにどう答えようかということです。

○阿曾沼委員 例えば、富士のスピードウェイのように広大かつ住民が不在だけど、革新的な対応がそこでは可能という理解かなとも思いました。ただ、恒久的という言葉がしっくりこないかなとの印象です。

○竹中座長 定常的にというようなイメージですよ。

○村上審議官 典型的に言えば、商業用地で住民がいない地域でも大胆な規制改革がしたくて、外から来る客はいるけれども、そこに住む人はなくて、外から来る客は特定不能なので、そうすると、住民同意をどうやって取るかというのが非常に難しくなる、こういうケースでございます。

○阿曾沼委員 いわゆる住民イコール利用者、受益者ということではないことを想定しているということですね。

○坂村委員 ディズニーランドとかそういうところでしょ。

○阿曾沼委員 なるほど、ディズニーランド、そういうことですね。

○坂村委員 色々ありますが、まあディズニーランドみたいなものでしょ。

○竹中座長 だから、定住人口は少ないけれども、交流人口はいる地域ですよ。

○阿曾沼委員 そうですね。分かりました。

○村上審議官 そのとおりでございます。

○阿曾沼委員 受益者は存在するということですね。

○村上審議官 はい。

○原座長代理 今の点はよろしゅうございますか。

○阿曾沼委員 はい、結構です。

○原座長代理 坂村先生はよろしゅうございますか。

○坂村委員 大丈夫です。何を言いたいかわかりましたのでよく分かりました。だから、そういうのはあってもいいのではないのでしょうか。

○阿曾沼委員 当然いいですね。

○原座長代理 あと、グリーンフィールド型、ブラウンフィールド型の両方をスーパーシティの対象とするかという論点について、秋山さんはいかがでしょう。

○秋山委員 これについては、グリーンフィールド型、ブラウンフィールド型の必ず両方を選ばなければならないとか、そういうという意味ではないですよということを確認したいと思います。

○原座長代理 分かりました。必ず1個ずつとか、先ほどずっと選定基準の話もしましたけれども、形式論で決めていくのはやめましょうということなのかと思っています。

そうしたら、最後に、スケジュールの話について、自治体による事業者公募は本年秋、国の区域指定の公募は年末・年初から開始することでよいか、区域指定から基本構想の認定の申請までの期間は、おおむね1年程度でよいか、基本構想の認定後、ブラウンフィールド型は1～2年程度、グリーンフィールド型は3～4年程度でサービスを開始すべきかといった論点があるかと思っています。

○村上審議官 あと、住民合意・住民投票は基本構想提出前に実施するという理解でよいかという論点もございます。

○原座長代理 まず、質問なのですけれども、区域指定から基本構想の認定の申請までおおむね1年程度でよいかという点について、もう一回事務局から説明していただけますか。

○村上審議官 以前、懇談会で議論になったときに、先生方からそういう発言があったのですけれども、実際にエリアが決められてから、国に対して住民合意の確認も経た上で基本構想を申請すると、別に義務で1年ということではないのですけれども、大体どれぐらいの期間をかけて大胆な規制改革や事業、基本構想ですから基本的な事業計画ということだと思えるのですけれども、これを固め切って住民投票をやって、国に申請するまでにどれぐらいの期間を想定するか聞かれた際に、そういう意味では、おおむね1年程度が標準ではないかと答えても差支えございませんかということでございます。

○原座長代理 分かりました。

資料1で言うと、令和3年3月頃というのが区域指定で、ここから1年ぐらいちゃんと検討して、住民合意の投票もやって、翌年の3月頃に基本構想を提出という意味ですよ。

○村上審議官 はい。それが令和3年3月頃が区域指定で、薄くなっている令和4年3月頃に基本構想提出かとなっていることの示唆でございます。

○原座長代理 一方で、懇談会での議論以降、相当な期間を経て、色々な自治体や企業でも検討されているでしょうし、また、今回、自治体の公募手続プロセスを組み込んでいることによって、より一層検討時間が伸びているわけですよ。なので、ここからまた1年かかって、相当先になりますというのが、私はちょっと長過ぎやしないかと。区域指定されたらもうさっさと動いていくということにしないと、何年も先までスーパーシティが実現されませんということになりそうな気がするのですが、ここは委員の先生方はいかがでしょう。

あわせて、基本構想の認定後、ブラウンフィールド型は1～2年程度、グリーンフィールド型は3～4年程度でサービスを開始という点について、これも何か相当先になるなという印象があるような気もします。

○竹中座長 私は、これはケース・バイ・ケースではないのかというのが基本的な認識で、だから、何かあまりこうした点について、今の時点ではっきりさせる必要があるのかなという感じがするのですけれども。

住民合意・住民投票は基本構想提出前に実施という理解でよいか、という点についてはそれでもいいと思いますけれどもね。あとはケース・バイ・ケース。

○村上審議官 自分もそういうことだと思っただけなのですが、ただ、典型的なケースとして想定しているものを聞かれたときに、例えばと言ってお答えしていいかどうか、それもやめたほうがいいかということにもなってまいります。

○阿曾沼委員 ある意味、可及的速やかにやるのではないのですか。

○村上審議官 おそらく自治体の現場からすると、そこまで言い切られてしまうと、ちょっとどうしようもなくなってしまうところのほうが多いのが、今の地方の現場の実情ではないかと思えます。

○秋山委員 でも、私たちの温度感から行くと、1年というのは遅くともとか、そういう意味合いではないかと。ただ、タイムラインはやはり、逆に後ろを決めてお示しするほう

がいいのではないかと思います。

○村上審議官 ちなみに、感覚的に言えば、今回実質的に事業者を選ぶプロセスを区域指定の2か月前に示していますから、少なくとも1年と言ったときに、それもその中に入っている感もありましたので、そういう意味では、もう既に数か月短縮する余地は標準ケースでもあるのかなと思います。

○原座長代理 秋山さんがおっしゃられたように、遅くともという後ろを切るようなイメージなのかと思います。基本はケース・バイ・ケースということなのかと思いますが、坂村先生、中川先生、御意見いかがでしょう。

○坂村委員 特にございませぬ。今のでいいのではないのでしょうか。遅くともということ。

○原座長代理 ありがとうございます。

時間がだいぶ押してきましたが、この点について意見を言っておきたいというのは他にございますか。

○竹中座長 今の基本構想の認定後、ブラウンフィールド型は1～2年程度、グリーンフィールド型は3～4年程度でサービスを開始すべきかという論点についてもそうですよね。あまり明確に言える話ではないですよね。

○原座長代理 はい。グリーンフィールド型の場合には、確かにまちをつくらないといけないから、ある程度時間がかかる場合が多いのかもしれませんが、それもケース・バイ・ケースということかと思ひます。

坂村先生、他に何か言い残された点はございますか。

○坂村委員 言い残した点としては、ちょっと気になるのは、住民投票に反対した者であっても、サービスの提供を受けることを義務付ける方向で検討すべきかということと、反対した者が区域外に移転しようとする場合には、実施主体が補償すべきかという論点があるかと思ひます。

民意で決まったものを行ったときに、例えば、申請は全部電子で行きましょうと言っているのに、反対する人が1人いたため紙で判子でというのを最後まで残すとなると、今の高速道路みたいになってしまつて、ETCでできるが、どうしても現金で払う人のために窓口をもう一個などというようなことをやっていたのでは、スーパーシティと言えないのではないかと思ひます。

これは実験都市で、特区は恒久的にやる前の段階のフィージビリティスタディーをやっているわけだから、そこはやはり決めたら、ETCの例をしょっちゅう私は出していますが、ETCカードで現金は使えない、どうしてもいやなら普通道を使つてくれと——そうしないでズルズル併用を続けた社会的コストは非常に大きい。ですから、これは嫌だと出て行きたいと言う人が出てきたときには、出ていく援助ぐらひはするかとか、そういうことやるかやらないかの論点は重要で、できたスーパーシティの運用はしっかりする必要があると思ひます。住民合意をしたと言つても、100%ということはないですが、一応決まったことは

守ってもらうとしないとダメだと私は思います。

グリーンフィールド型ではこういうことはないと思います。同意できない人は最初から来ないわけですからね。

○竹中座長 私は今の坂村先生がおっしゃったことは全く正論だと思います。そのようにしないと実際に動かないし、そのために民主主義の多数決があるわけなので、そこはだから、重要なポイントです。

同じような意味で、今日もう一つ議論しなければいけないのは、区域会議には、原則住民の代表を加えるとの理解でよいかという論点もありますよね。「住民の代表を加える」、住民の代表とは一体誰なのか、どういう人なのかというのは中々ややこしくて、ここは皆さんどう整理されますか。

○坂村委員 私も区域会議には、原則住民の代表を加えるとの理解でよいかという論点については、竹中さんのおっしゃったとおりだと思います。

○阿曾沼委員 住民代表とは一体誰なのか、どの意向の代表なのか、誰が決めるのというのは大きな課題だと思います。住民投票する以上、何らかの形でそういう形を組み入れる必要があるのかもしれませんが、これは運用上非常に難しいとは思っています。

○原座長代理 住民代表は、何か形式的に選ぶのはもう全く意味がなくて。

○阿曾沼委員 首長だっていいのではないのでしょうか。

○坂村委員 1個質問なのですけれども、代表と言わなければいけないのですか。住民の人で意見を言いたい人の意見は、プロジェクトをやっている間はいつだって言ってもらっていいのではないのでしょうか。代表というから何かすごい、代表と言われてしまうと、この人が反対したらもう中止なのかみたいな変なイメージを与えますよね。住民の人に参加してもらうのはよくても、代表というのは使わないほうがいいのではないですか。

○竹中座長 この点については、国会でどういう議論がされていたのですか。

○村上審議官 「住民の代表を加えるつもりはあるのか、ないのか」という点については、何度も確認されています。ただ、大切なことは、常日頃、検討している段階から、事業者や行政だけでなく関係者の意見もちゃんと吸い上げる努力をしているのが形で見えるということだと思います。最終的には代表と言えど首長であるはずですし、最終的に住民投票をかけるのもそのためにあるプロセスですから、あとは、日頃の区域会議においても、住民の意見を直接伺う方法ややり方に関し、構成員のあり方も含めて、しっかりと配慮をするべし、ということではないかと思っています。

○竹中座長 住民の代表を何らかの形で入れるという答弁にはなっていないわけですね。

○村上審議官 「住民の声を反映させる仕組みにいたします」と答弁しています。

○秋山委員 であれば、やはりその部分をこの仕組みは担保するのだという意味で、必ず住民代表を入れるということではなくて、先ほど坂村先生が言われたように、必ず常に住民からの意見の聴取、受付についてはオープンでなければならないと、それこそがスーパーシティなのだということをスーパーシティの定義というか要件の中に織り込んでいけ

ば済む話かなと思います。

私は実は、先ほどの住民投票に反対した者であっても、サービスの提供を受けることを義務付ける方向で検討すべきかという点と、反対者が区域外に移転しようとする場合には、実施主体が補償すべきかという点について、私は賛成なのですけれども、これはもう坂村先生がおっしゃったことと全く同じことを考えていて、ただ一方で、やはり実質的に住民合意がなければスーパーシティは成功しないものだと思っているので、そこをどう工夫するかという意味で、それは従来型の住民代表の仕組みではなくて、まさに坂村先生が先ほど言われたようなことを、逆にそれを必須条件にするぐらいの建付けでもいいのではないかなと思います。

○阿曾沼委員 確認ですが、特区法の中で区域会議の構成員はどう書かれているのですか。

○村上審議官 自治体の首長と内閣府の担当大臣が指定されています。それから、事業者については、公募その他政令でそれに準じる方法で選ばれるということが規定をされてございます。それ以外に知見を得るべき者として必要だと判断すれば、実質的に念頭に置いているのは関係省庁、それから、その分野の専門家、住民などがあります。ですが、住民はあまり前例はないのですが、検討のために必要であると判断をすれば加えることができると規定をされてございます。

○竹中座長 多分アーキテクトは実質的に必要な人材になるわけですね。

○村上審議官 おそらくそういう意味でも、スーパーシティの区域会議で事務局として説明するのは、少なくともリクエスト・フォー・コンセプトとしてのアーキテクトは、必須ということになると思います。

○原座長代理 ありがとうございます。

区域会議には、原則住民の代表を加えるとの理解でよいかという点については、住民の合意形成のプロセスが担保されればよいということかと思えます。

それから、住民投票に反対した者であっても、サービスの提供を受けることを義務付ける方向で検討すべきかという点について、私は反対と考えたんですけれども、これは私の理解は、先ほど坂村先生が言われたようなETCを使うというような、これはもう当然やっただらいいということだと思います。

一方で、私は、サービスの提供というのは本来義務付けられるものではないと理解したので、先ほどの例で言えば、必ず高速道路に乗らないといけない、これはおかしいでしょうという意味で反対と考えたものですので、そこは別にずれていないと思っています。

他は大体そんなことでおおむねよろしゅうございますか。

○竹中座長 ちょっと2点、時間がないと思いますので、来週27日の月曜日のイベントの広報、ディセミネーションはどうなっているか。どのようなメディアを呼ぶのか、呼ばないのかとか、そういうことの質問と、この後の懇談会のプロセスとしてどういう計画をお持ちか、その2点をお聞かせください。

○村上審議官 現状、来週27日月曜日の自治体向けのシンポジウムには、メディアは今の

ところお声掛けしておりません。今日御相談しようと思っておりました。午後はワークショップでございますので、午前中どうしようかというのは3密批判とのバランスも含めて検討中でございます。ただ、検討されている自治体などの方々にはお声掛けが行って、あとは3密対策上、すみませんが各エリアお一人かお二人に来られる方は絞ってくださいということで御案内をして、すぐに60名以上の出席をしたいという方が集まっている状態でございます。いずれにせよ、自分としては、できればこの場がスケジュールであるとか、本日の主な論点についての基本的なメッセージを自治体の皆さんにお伝えする場になればいいなと思っております。

そこも含めて、この自治体のシンポジウムが終わった後、もう一回か二回かこの懇談会をお願いいたしまして、今日議論になりました基本方針、ガイドラインという言葉が不適切だったということだと思いますけれども、基本方針の改定案とそのとき諮問会議に併せて示すスケジュールの案、これは実は諮問会議に、年内指定として1度話が出ていますが、これをきちんと訂正してリライトするというのも含めて、できれば早めに諮問会議をもう一回開いて、その場で基本方針の案と改めて標準的なスケジュールとして目安をお示しするという作業をできますれば、9月1日に法律が施行されますので、そうしますと、9月以降、自治体の皆さんが、事業者を選ぶプロセスに入れるといったような段取りを一つ念頭に置いてございます。

○竹中座長 3密対策は分かるのですけれども、いよいよこれが動き出すよというすごい重要なメッセージでもあるので、やはりメディアに公開をして全然いいのではないですか。どうですか。

○原座長代理 我々は全然いいと思います。

○村上審議官 そういう意味では、あと、あわせて、もし、お許しも含めて御確認できれば、当日午前中の映像というのを今回、そもそも自治体で来られる方の数が限られてしまうので、できれば記録映像を撮らせていただいて、最低限自治体の方には配付、もし、お許しいただけるのであれば、そのまま画像を公開するというのもあるのかなと思っておりますが、その辺はいかがでございましょうか。

○原座長代理 当日見られる人ばかりではないので、一般公開したらよろしいのではないですか。

○村上審議官 よろしゅうございますか。それでお許しいただいたということであれば、できるだけ速やかにプレスの方にも御案内をさせていただくようにしたいと思います。

あと、今日色々御議論いただきましたので、本日整理いただいた主な論点と、そこで絞った案を恐縮ですが原さんに相談に乗っていただいて、絞ったものを作ってみて、それが皆さんに御納得いただけるようなレベルに達していれば、できれば来週27日はこれを配付したほうが理解は早いのではないかと思いますので、スケジュールの案とともにできればお示しをするというのは、共通の資料として使えるようにしたいと思うのですけれども、方向性としてはそんな感じでよろしいですか。

○原座長代理 今、大体おおむね合意された事項を整理しておけばよろしいかと思ひます。

○村上審議官 あとは、恐縮でございますが、この後、竹中先生に冒頭のプレゼンテーションで用意すべきものと、あと坂村先生、申し訳ございません、もし、お願いをできれば、竹中先生15分、坂村先生にもKPIを含めて、大阪のフォーラムのときもやっていただきましたけれども、15分程度、冒頭にスピーチをお願いした上で、ラウンドテーブルと思っておりますので、事務局のほうで説明用の素材として用意すべきものを後日御指定いただければ、すぐ準備して案をお届けするにしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○坂村委員 一つだけいいですか。これからおまとめになるということでもって、先ほど私が言ったグリーンフィールド型とブラウンフィールド型を分けてお書きにならないのでしょうか。一つにまとめてしまうのですか。これは一つにまとめると、何かすごく分かりにくくなってしまふのではないかと思ひるので、もしもこれからまとめるなら、グリーンフィールド型とブラウンフィールド型を分けたほうがいいのではないかと私は思ひます。これは座長がお決めになることかもしれませんが、グリーンフィールド型とブラウンフィールド型は分けたほうがいいと思ひます。

○竹中座長 分けられる項目はありますか。分けられるものは分けたほうが確かにいいかもしれません。

○村上審議官 反対者の取扱いのところなどは典型的に書き分けようがあるのかもしれないのですけれども、他は結構難しいかもしれません。

○坂村委員 だけれども、住民合意で、反対者はグリーンフィールド型でやったら反対者はないわけでしょう。グリーンフィールド型は基本的に反対者がいないのですよ。だって、同意しない人は来ないのだから。

○竹中座長 だから、共通のものとブラウンフィールド型だけのもので、あと、グリーンフィールド型にはないものが確かにおっしゃるようにあるので、それだけ別にしておいてやったほうがいいですね。

○村上審議官 承知いたしました。共通型でくくった上で、ブラウンフィールド型固有のものを項目として後ろに別出しして書かせていただくような形で整理しようと思ひます。

○坂村委員 そのほうがいいと思ひます。

○喜多参事官 では、よろしいでしょうか。

では、本日の懇談会はこれで終了させていただきたいと思ひます。

ありがとうございました。